

の区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ春分・秋分の日の満潮位（T・P・プラス〇・四一〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- の地点 X座標 プラス一三二六四二・七〇八二 Y座標 マイナス一〇五六・九六三二
- の地点 X座標 プラス一三二六四二・三七六八 Y座標 マイナス一〇五七・三三七六
- の地点 X座標 プラス一三二六四二・八三八八 Y座標 マイナス一〇五七・七四六五
- の地点 X座標 プラス一三二六〇〇・六八四三 Y座標 マイナス一〇五・三六九六
- の地点 X座標 プラス一三二六〇〇・二二二三 Y座標 マイナス一〇四・九六〇六
- の地点 X座標 プラス一三二五九八・九六三〇 Y座標 マイナス一〇六・三八三三
- の地点 X座標 プラス一三二六〇六・四五〇九 Y座標 マイナス一〇一三・〇一一四
- の地点 X座標 プラス一三二六五〇・一九六一 Y座標 マイナス一〇六三・五九二二

3 面積

の区域 四七九・九五平方メートル
の区域 六二〇・七六平方メートル

合計 一、一〇〇・七一平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

下北郡川内町大字松川字稲沢二九五番地の地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用

いて得た次の各点のうち、の地点から②⑥の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と②⑥の地点とを結ぶ直線で囲まれた区域

- の地点 X座標 プラス一三二五五五・〇八三〇 Y座標 マイナス一〇九五九・三六七六
- の地点 X座標 プラス一三二六六三・一三三四 Y座標 マイナス一〇五五・〇一〇六
- ①の地点 X座標 プラス一三二六〇六・五二九七 Y座標 マイナス一〇一八・九五七三
- ②の地点 X座標 プラス一三二五三四・四五六二 Y座標 マイナス一〇五五・一六〇〇
- ③の地点 X座標 プラス一三二四六八・六七五六 Y座標 マイナス一〇三二・八四九九
- ④の地点 X座標 プラス一三二四七一・九九六八 Y座標 マイナス一〇二三・〇五七五
- ⑤の地点 X座標 プラス一三二五〇九・二八六六 Y座標 マイナス一〇九八〇・九三〇二
- ⑥の地点 X座標 プラス一三二五二四・二六二四 Y座標 マイナス一〇九九四・一八六三

3 面積

一四、〇五一・〇一平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第六十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定により公示する。

平成十七年一月三十一日

処分を受けようとする者 八戸市江陽五丁目一五の二〇 有限会社南部開発	聴聞期日 平成十七年二月十日 午前十一時	聴聞場所 青森市長島二丁目一の一 青森県庁南棟八階A会議 室
--	----------------------------	---

公

告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 藤田工務店
- 二 氏名 藤田 義弘
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡平館村大字野田字鳴川八二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一ニ）第八二五一号
- 五 取消年月日 平成十七年一月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭